遺児(県・町)手当

る制度です。 母子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給す 一定の所得以内の場合に支給されます。

児童扶養手当

いる方に支給されます。 を監護している母または養育して 定の障害があるときは、 (18歳到達の年度の末日)の児童(一 次の要件に当てはまる18歳以下 20歳未満)

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父が死亡した児童
- 父が重度の障害にある児童
- 父から1年以上遺棄されている児
- 父が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻しないで生まれた児童
- 父・母とも不明である児童

●次のような場合は

手当は支給されません

• 児童が父に支給される障害基礎 児童が公的年金または遺族補償 年金の加算対象となっているとき を受けることができるとき

児童が児童入所施設等に入所ま

- 母の配偶者(内縁関係も含む)に養 育されているとき

たは里親に委託されているとき

- 母または養育者が公的年金給付を 受けることができるとき (父に重度の障害がある場合は除く) (老齢福祉年金を除く)
- 母または養育者が支給要件に該当 とき 5年が経過しても請求しなかった してから平成15年4月1日時点で

・手当の額

児童一人当たり月額

全部支給 41720円 部支給 9850円

は一人につき3000円加算

●支給制限

の7月まで)は、手当の全部または る場合は、その年度(8月から翌年 者等の前年の所得が限度額以上あ 部が支給停止されます。 受給資格者およびその扶養義務

遺児(県・町)手当

児童扶養手当と同様の所得限度額が 護、養育している方に支給されます。 適用されます。 (18歳到達の年度の末日)の児童を監 次の要件に当てはまる18歳以下

- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害にある児
- ・父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が1年以上行方不明で ある児童
- 父または母に1年以上遺棄されて いる児童
- 父または母が1年以上拘禁されて いる児童
- 婚姻しないで生まれた児童

●次のような場合は

児童が児童入所施設等に入所ま 手当は支給されません

- 児童が父または母の配偶者(内縁 関係も含む)に養育されていると たは里親に委託されているとき
- ※父または母に重度の障害がある 場合は除く
- 児童が県外(大治町遺児手当は町 監護・養育している方・扶養義 外)に住所を置いているとき 務者の前年の所得が限度額以上あ

るとき

・手当の額

児童一人当たり月額

※支給開始から5年間のみ支給 ※支給開始から5年間のみ支給 年間は支給額が半額になります) 愛知県遺児手当 4500円 大治町遺児手当 2000円 (ただし、4年目から5年目の2

・問い合わせ先

役場 民生課 内線167



障害者手当制度等

手帳をお持ちの方には、手帳の区分および等級に応じ、手当が 支給される場合があります。

支給されないことがあります。 なお、一部の手当は支給対象であっても所得制限などのため、

愛知県 在宅重度障害者手当

特別障害者手当

た方は除きます。 になってから新たに障害者となっ および施設入所者または65歳以上 祉手当、 だし、特別障害者手当、障害児福 障害者に手当が支給されます。 次のいずれかに該当する在宅の 経過的福祉手当の受給者

●身体障害1~2級でIQ 35以下の

②身体障害1~2級の方、ⅠQ3以 を有し、IQ 50以下の方 下の方または身体障害3級の障害

・手当の額

●月額 16100円

2月額 7000円

●支給制限

所得制限と併給制限があります。

●身体障害2級(一部を除く)以上の 院者を除く)に手当が支給されます。 の障害者(施設入所者および長期入 障害を重複して有する方 次のいずれかに該当する20歳以上

❷身体障害2級(一部を除く)以上の 害を有する方 障害を有する方で、122以下の 方または常時介護が必要な精神障

3身体障害2級(一部を除く)以上の 害3級相当の障害を2つ以上有す の方もしくは常時介護が必要な精 障害を有する方または IQ 20以下 神障害を有する方で、他に身体障

母身体障害2級(一部を除く)以上の 活においてほぼ全面介護が必要な 障害を有する方または-Q 20以下 または病状を有する方で、日常生 の方もしくはこれと同程度の障害

・手当の額

国制度分

月額 26440円

県制度分・国制度分に加算して支給

• 身体障害1級または2級の障害を 有し、IQ 35以下の方 月額 7090円

身体障害1級または2級の障害を 月額 1090円 有する方またはIQ 35以下の方

支給制限

所得制限と併給制限があります。

障害児福祉手当

当が支給されます。 給者および施設入所者を除く)に手 の障害者(障害を事由とした年金受 次のいずれかに該当する20歳未満

●身体障害1級(2級の一部を含む) の障害を有する方

2IQ 20以下の方

❸上記と同程度の障害または病状で 常時介護が必要な方

● 手当の額

国制度分

月額 14380円

県制度分・国制度分に加算して支給

経過的福祉手当

者手当、障害基礎年金および特別障 来の福祉手当受給者のうち特別障害 の障害者(施設入所者を除く)で、 方に手当が支給されます。 害給付金のいずれも受給していない 次のいずれかに該当する20歳以上

●身体障害1級(2級の一部を含む) の障害を有する方

2-Q 20以下の方

❸上記と同程度の障害または病状で 常時介護が必要な方

・手当の額

国制度分

月額 14380円

県制度分・国制度分に加算して支給

身体障害1級または2級の障害を 有し、IQ 35以下の方

• 身体障害1級または2級の障害を 月額1160円 有する方またはIQ 35以下の方

支給制限

所得制限と併給制限があります。

• 身体障害1級または2級の障害を 月額 1160円 有する方またはIQ 35以下の方 月額 7160円



るため手当を支給する制度です。 身体・知的発達または精神に障害のある児童の福祉の増進を図

障害者を育てている方に支給されま 次の要件に当てはまる20歳未満の

● ■ Q 35以下程度または身体障害 ~2級程度の方

2-Q 5以下程度または身体障害 級(4級の一部を含む)程度の方

●次のような場合は 手当は支給されません

受給者が子どもを扶養しなくなっ たとき

子どもが児童福祉施設等に入所 したとき

問い合わせ先 役場 民生課 内線169

・手当の額

1月額 50750円 2月額33800円

支給制限

部が支給停止されます。 の7月まで)は手当の全部または る場合は、その年度(8月から翌年 者等の前年の所得が限度額以上あ 受給資格者およびその扶養義務

【表紙写真】

6年生児童が 花を植えました!

南小学校の児童が、去る5月 25日(月)に三本木字柳原にあ る公園の花壇に、自分たちで描 いた図柄を基に、楽しみながら マリーゴールドや日々草を植え ました。

付近を通ることがありました ら、ぜひお立ち寄りください。

問い合わせ先

役場 経済課 内線 159



南小学校